

## 介護老人保健施設きなん苑施設管理要綱

(平成26年12月1日要綱第4号)

改正 令和2年11月12日要綱第44号

### (趣旨)

第1条 施設及び施設構内（以下「施設等」という。）の管理については、他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 施設建物及び附属建物で施設敷地内の建物をいう。
- (2) 施設構内 施設の敷地をいう。

### (管理)

第3条 施設等の管理事務及び鍵の管理総括は、事務課長がつかさどり、管理係が実務を管理するものとする。

2 施設等及び鍵の使用部署及び使用者は、責任をもって管理し、これを運用することとする。

### (報告)

第4条 施設等の設備破損及び施設の鍵の紛失等をした場合は、直ちに所属長を通じて事務課長経由で施設長へ報告しなければならない。

### (賠償責任)

第5条 施設長は、故意又は過失により、施設又は設備破損及び施設の鍵の紛失等の状況に応じて管理責任者又は使用者へ損害の賠償を請求することができることとする。

### (火気取扱責任者)

第6条 防火管理者は、職員のうちから居室等ごとに火気取扱責任者を指名しなければならない。

### (施設での喫煙)

第7条 きなん苑は、敷地内禁煙とする。

(出入口の開閉)

第8条 施設の出入口は、午前9時に開き午後5時に閉じる。

2 前項の規定にかかわらず、施設長が必要と認めたときは、随時開閉することができる。

(職員の出入口)

第9条 職員は、職員通用口を利用し施錠を確認のうえ出入りすることとする。

(会議室の利用)

第10条 きなん苑会議室は、職員の職務上必要な場合に利用することができる。

(禁止行為)

第11条 何人も施設等において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、又は損すること。
- (2) 所定の場所以外に物品を放置すること。
- (3) 正当な理由なくして凶器や爆発物、その他の危険物を持ち込むこと。
- (4) 指定喫煙場所以外で喫煙すること。
- (5) 施設内に旗、のぼり、宣伝板等を持ち込むこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、公務の執行の妨げとなる行為をすること。

(行為の制限)

第12条 施設等において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、施設長の許可を受けなければならない。

- (1) 施設又は仮設工作物の設置
  - (2) 行商、宣伝、勧誘その他これに類する行為
  - (3) ポスター、看板、懸重幕等の掲示
- 2 施設長は、施設等の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(措置命令)

第13条 施設長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては施設等からの退去を命ずることができる。

- (1) 第11条の規定に違反した者
- (2) その他施設長が退去が必要と認めた者

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、施設管理に関して必要な事項は、施設長が定める。

附則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附則（令和2年11月12日要綱第44号）

この要綱は、告示の日から施行する。